

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年11月11日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和 3 年 11 月 11 日）

岐阜県教育委員会

### 1 青年教職員の「働き方改革」について

要 望 事 項	回 答
① 月 45 時間超の報告書等の提出が負担となっています。提出した報告書がどのように生かされ、働き方の改善・改良に反映されているのか、現場の教職員に伝わるようにしてください。	退勤時刻（定時制課程を除く全県立学校において、午後 7 時）を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することは、出退勤管理システムへの正確な入力・記録と合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えています。教職員に対して本取組の意義について引き続き周知してまいります。働き方改革を実現するために必要な取組の一つですので、ご理解をお願いします。
② オンライン授業により、今までにない業務が増え、負担となっています。教員が授業に専念できるよう、教員でなくてもできる業務については選任スタッフの拡充を進めてください。	働き方改革を進めるうえで、教員業務アシスタントをはじめとする外部人材を配置して活用していただいているところであり、今後も引き続き各校のニーズを踏まえて、拡充等について検討してまいります。
③ 夏季休暇を取りやすくするために、半日単位で取得できるようにしてください。	夏季休暇については、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第 75 条第 28 号において規定されており、それに準じて運用しております。ご理解とご協力をお願いします。
④ 「結婚特休」の期限を、教育に支障のないよう年間を通じて取得できるようにしてください。また、「連続する 7 日間」ではなく、分割して取得できるようにしてください。	結婚特休については、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第 75 条第 1 項第 25 号において規定されており、その運用については、知事部局の動向に合わせて進めてまいります。ご理解とご協力をお願いします。
⑤ 特に青年教職員は同僚への気兼ねなどから、年次有給休暇・特別休暇等の権利が行使しにくい状況があります。安心して権利を行使できるよう、管理職から年休取得を進めるよう指示をしてください。	働き方改革プラン 2021 における勤務時間管理の徹底の中に「年次休暇の取得促進」があり、各学校において一層の計画的な休暇取得ができるよう管理職に周知しているところです。
⑥ 「健康管理の日」を取得しようとする、「特定の行事に参加しなければならない」という指導を受けるなど、特に青年教員は取得しづらい状況があります。「健康管理の日」を管理職や事務職員に周知するとともに、取得の条件を広く解釈するように指示してください。	「健康管理の日」は、健康の維持・回復のための措置を講じるための特別休暇であり、健康管理に関する実践に努めるよう通知がなされております。 なお、「健康管理の日」は誕生日とすることが望ましいとしているところを、教員に対しては、児童生徒の教育に支障のないように、年間を通じて授業の支障のない適当な日を選び「健康管理の日」として取得できるよう配慮されています。 こうした休暇の趣旨等を理解し、適切に活用できるよう機会を捉えて周知に努めます。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和3年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
⑦	岐阜県で働く青年教員のモチベーションを高めるため、近隣の教員には認められている若年層でのリフレッシュ休暇の拡充をすすめてください。	30年勤続表彰受賞者への特別休暇は、定年まで残り10年を切る年齢に達した職員に対し、改めて講習やボランティア活動への参加等による自己研鑽や社会貢献の機会を提供し、もって職員の資質向上や内面の充実等（さらには、それを通じた公務能率の向上）を図ることを意図したものであります。 そのため、拡充については知事部局の動向も踏まえて対応していくこととなります。
⑧	小規模校では特別支援コーディネーター手当や保健主事手当などが学級数の関係でつきません。一人で複数兼ねている場合もあります。小規模校でも手当がつくよう国に要請してください。	手当支給基準の見直しについては、国や他県の動向を注視しながら検討していきます。

### 2 部活動等について

	要 望 事 項	回 答
①	文科省から中学校の土日部活動を「令和5年度から外部委託に」との方針が出ていますが、具体的にどこまで進んでいるか教えてください。	全市町村に対して地域移行における運営主体調査を実施（R3.6、10）し、現状の把握に努めるとともに、要望のある市町村に対する助言を行っております。 また、今年度、地域運動部活動推進事業（国事業）による実践研究を3市町（羽島市、下呂市、安八町）で行い、その進捗や成果について全市町村に情報提供しております。
②	地域によっては、中体連・高体連大会の役員が不足するため、小学校の教員にも要請があり、大きな負担となっています。役員や救護担当等は教員に依頼しないことや、やむを得ない場合は交通費および代休を保障するよう管理職や協会に指導・要請してください。	県中体連の主催する大会は、全国中学校体育大会の予選として、年間に1試合開催されています。競技の特性もありますが、審判などは、協会や連盟に協力してもらい（県中体連が手当支給）、役員は教員が担うことで運営されています。H30年度からは、養護教諭の依頼を止め、看護師を全ての競技で配置するなど改善に努めています。引き続き地区大会においても同様の対応となるよう、県中体連に働きかけてまいります。 また、R1年度に可茂地区において、R3年度に西濃地区及び美濃地区において、各郡市大会を実施せず、地区大会から実施するなど、大会数の精選をしました。また、その他の地区においても郡市中体連大会の見直しをする計画をしており、大会数を精選することで教員の負担軽減に取り組んでいます。 協会等への役員依頼は、謝金、旅費の支払が発生し、参加料の値上げにつながる恐れもあることから、難しいのではないかと考えていますが、今後、大会数の精選と併せて、役員数の見直し等についても関係団体に働きかけてまいります。 代休については、働き方改革を踏まえ、今後検討が必要と考えております。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和3年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
③	部活動手当の3時間以内の時間制限を4時間以内に戻してください。それができない場合は時間当たりの単価を引き上げてください。	<p>平成31年4月施行の部活動手当の改正は、平成30年3月に国で策定された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、学校の休業日における部活動は「3時間程度」と示され、義務教育費国庫負担金算定基準も変更となったことに伴うものです。ガイドラインの方向性に沿った改正ですのでご理解ください。</p> <p>なお、義務教育費国庫負担金の算定基準の改正に合わせて平成30年1月から部活動手当等の額を県単独措置の2時間分も含めて増額改正したところです。</p>

### 3 研修・出張等について

	要 望 事 項	回 答
①	同じ学校に複数の経年研修受講者がいたり、病休などの取得者がいたりする場合、研修を受けること自体が他の職員へのしわ寄せとなり申し訳なく感じます。また、2年目研修に補充がない中で、特に小規模校では一人当たりの分掌も多く、出張で学校を空けることで他の教員に負担がかかります。安心して充実した研修・出張をするために、教職員増員や加配等の充実をしてください。	<p>長期にわたる研修については、補充の措置をしていますが、経年研修等の補充の措置は、予算上難しい状況です。安心して研修に臨むことができるよう、校内での支援体制の整備について、校長会議等を通して管理職に周知してまいります。</p>
②	年次有給休暇・特別休暇など、権利について十分に知らない教員が多数います。特に青年教員は、権利を行使することで健全な働き方となることが考えられます。給与や勤務条件に関する内容をA4一枚程度にまとめて年度当初の研修で職員に配付するようにしてください。また、同様のものを職員室や休憩室に掲示するなど、教職員に周知する方策をお願いします。	<p>学校において年度当初に、給与等に関する内容や勤務条件に関する内容について周知するよう管理職等への働きかけを行ってまいります。</p>
③	研修のオンライン化に伴い、不祥事があった場合などにオンライン研修が急に増やされたように感じます。働き方改革の観点からも通知のみで済ませるなど工夫をお願いします。	<p>不祥事等については、管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、未然及び再発防止に取り組んでおります。今年度は、全教職員が受講できるよう、各勤務校におけるオンデマンド型オンライン研修の提供も実施いたしました。今後、働き方改革の観点から、受講者の負担等も考慮し、不祥事未然及び再発防止のための適切な研修や対応等をさらに検討してまいります。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和3年11月11日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
④ 研修が三者懇談の日程に行われたことがありました。なぜこの時期にこの研修を行うのか、目標や目的がより明確になればより研修する充実感も増すと思います。各学校の予定を考慮するとともに、アンケートに研修日程がどうであったかを聞く項目を入れてください。	研修の日程については、各学校の年間行事予定等を考慮し決定しておりますが、全ての学校の予定や要望等に応じた日程を設定することはできないのが現状です。今後、各研修におけるねらいや内容等をより明確にし、それらに応じた日時等を設定することで、充実した研修となるよう努めてまいります。また、アンケート内容についても、検討を重ねてまいります。
⑤ いつでも受講できる動画配信のみの研修や、研修を受講しやすい夏休み・冬休みなどに開講するなどの改善をしてください。	オンデマンド型のオンライン研修については、積極的に導入し、いつでも受講できる e-learning 等の講座として実施しております。また夏休み及び冬休み中の研修については、働き方改革の観点から8月4日～8月16日及び年末年始を含む冬季休業日には研修を実施しないこととしておりますが、それ以外の夏季休業日を利用して研修を設定することで、受講しやすい研修となるよう心掛けております。今後も研修日時や方法をさらに見直し、受講しやすい研修となるよう改善を図ってまいります。
⑥ 教育実践論文の執筆が校務分掌として位置づけられていたり、該当者が校長室に呼ばれて「書きなさい」と強制されたりする学校があります。また勤務時間内に執筆を終えることは不可能であり、「働き方改革」に逆行しています。教育実践論文は外部団体主催であり、執筆は自由であることを、学校・教育事務所・市町村教委に指導してください。	教育実践論文については、任意団体である岐阜大学教育学部同窓会が事業を主催しており、教育研修課、教育事務所が審査等について支援をしているのが現状です。したがって、当課がその提出の在り方について指導する立場にはありません。岐阜大学教育学部同窓会事務局へは教職員の負担軽減を考えほしいという声があることを伝えます。  校務分掌への位置づけが不適切であることや執筆は業務でないことを周知してまいります。
⑦ 出張時の様式などを統一することは業務の効率化のために必要です。昨年度は「様式の簡素化や統一を検討する」と回答を頂いていますが、その後の進捗状況を教えてください。	各学校において出張時に使用する様式については、それぞれ学校の実態に合わせた様式になっております。効率化の観点から、様式の簡素化や統一の必要性の有無等について引き続き検討してまいります。

### 4 採用・異動について

要 望 事 項	回 答
① 専門教科をしっかりと指導したいと中学校教員になる方もいます。また、専門教科の指導に不安な小学校教諭もいます。採用された校種と異なる学校に赴任となる場合、	様々な校種を経験することが本人の成長や県内の教育水準の向上のため有効であると考えられることから、県教委では校種間交流を積極的に進めています。 ただし、個別の人事配置にあたっては職員のヒアリングを丁寧に行い、可能な限り配慮してまいります。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和3年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	負担が大きく精神的なストレス・苦痛を伴います。本人の希望がない場合、小中学校の交流人事は行わないようにしてください。	
②	異動の有無は3月初めには伝えるようにしてください。静岡県では2月終わりに本人内示、長野県では2月中旬に打診、3月一週目に本人に内示されています。	内示日については、できる限り早い時期について設定できるように努力をしているところです。
③	配偶者が妊娠をしている場合や、未就児を養育している期間は、異動しない配慮をしてください。やむを得ない場合には、最低限地域を超える異動を避けてください。	人事異動にあたっては、教職員の状況を丁寧に把握し、それぞれの事情に可能な限り配慮してまいります。
④	前年度末まで臨時的任用や実習助手などで岐阜県で勤務して、4月から正規となった初任者に対しては、赴任旅費が支給されるよう、条例の改正をおこなってください。	旅費条例及び旅費条例施行規則に基づき取り扱うこととなりますのでご理解願います。

### 5 ハラスメントについて

	要 望 事 項	回 答
①	パワハラ・セクハラ等の防止・改善はすすんではいますが、依然、組合には相談が寄せられます。声を上げられない方も多数いることが予想されます。管理職を含むすべての教職員に対し、ハラスメントをなくす働きかけをおこなってください。	<p>県教育委員会では、「教職員の働き方改革プラン2021」に基づき、ハラスメントの速やかな察知と解決に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>具体的には、「エントリーシート」を用いたハラスメント調査を定期的の実施しているほか、悩みを抱えた教職員がより相談しやすいように「弁護士による外部相談窓口」や、ハラスメントや職場の悩みをワンストップで受け付ける「専用相談窓口」を事務局内に開設し産業カウンセラーの資格を有する者が相談に当たるほか、「臨床心理士による相談」を相談者の要望に応じて県庁及び最寄りの総合庁舎に加え、今年度から県立学校においても受けられる体制を整備し、運用しているところです。</p> <p>「専用相談窓口」、「外部相談窓口」、「臨床心理士による相談」等については、リーフレットを作成し、職場研修やメール、掲示板等で周知してきましたが、さらに、令和3年11月の「過労死等防止啓発月間」から、これらに加え、保健師（医療職）が対応するメンタルヘルス相談窓口の積極的な利用の呼びかけや、新たに外部機関（共催組合本部）の相談窓口を紹介するなど、窓口利用のより一層の多様化を促進してまいります。</p> <p>また、職員の意識改革を進めるため、新任校長等を対象に、ハラスメント防止等の研修を行っているほか、昨年6</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和3年11月11日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
		<p>月の改正労働施策総合推進法の施行に合わせて、県教育委員会の「ハラスメント指針」や「懲戒処分の指針」を改正するなど、管理職を含む全教職員に対してハラスメントの防止について指導を行っているところです。</p> <p>特に、11月の「過労死等防止啓発月間」においては従来のハラスメント類型（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）に、コロナハラスメントも加えて、ハラスメント防止の職場研修を全職員を対象に行うほか、県独自で制作したハラスメント防止研修の映像資料についても、令和4年度からは風化防止のため、これまでに視聴した職員を含め、全教職員が3年に一度は必ず視聴するように改めるなど、引き続きハラスメントに対する意識の向上を図ってまいります。</p> <p>なお、「過労死等防止啓発月間」の研修資料については、教育事務所を通じて市町村教育委員会にも提供し、同様の取組がなされるよう働きかけてまいります。</p>